

金融あっせん申込書

平成 年 月 日

霧島市商工会長 殿

住 所

申込者

⑩

電 話

(政策公庫・県制度資金・貯蓄共済)借入申込書類を添付し、下記金融あっせん手数料を確認の上、金融あっせんを申込みます。

- 1 資金の種類
- 2 申込金額 万円
- 3 借入期間 年(うち据置 月)
- 4 償還方法 (一括・均等分割)
- 5 資金使途
- 6 取扱金融機関(支店名)

霧島市商工会金融あっせん手数料

商工会運営規約により金融あっせん手数料は下記のようになっています。

貸付決定額 × 5/1000 (円/件) 0.5%
上限額 50,000 円

- ①短期借入については、1回につき5,000円とする。
- ②借り替え資金は、貸付実行日現貸し残高を差し引いた金額を基準額とする。
- ③商工貯蓄共済融資で、積立金範囲内については無料とする。

- ※ あっせん手数料は商工会より請求書が到着後、速やかに納金して下さい。
- ※ 経営改善貸付資金(マル経資金)についての手数は徴収しません。